

(証券コード 3696)
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

株式会社セレス

代表取締役社長 都木 聡

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年は株主総会へのご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をお願い申しあげます。書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月23日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

- ・株主総会にご来場いただく株主の皆さまにおかれましては、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮ください。
 - ・当日は、感染予防措置として、受付前でのアルコール消毒や検温等についてご協力をお願いするほか、発熱のある方や体調のすぐれない方などは、ご入場をご遠慮いただく場合があります。
 - ・運営スタッフ等はマスクを着用して対応をさせていただきます。
 - ・今後の感染状況等により、万が一株主総会会場が利用できなくなった場合は、当社本社（世田谷ビジネススクエア タワー 24階 当社内会場）にて午前11時より株主総会を開催させていただきますと予定しています。その際は、当社ウェブサイト（<https://ceres-inc.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご来場いただく株主の皆さまにおかれましては、当日必ず当社ウェブサイトをご確認ください。
- 株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2021年3月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 2階 ミルトス

3. 目的事項

報告事項

1. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://ceres-inc.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://ceres-inc.jp/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月24日（水曜日）  
午前10時開始



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年3月23日（火曜日）  
午後7時必着



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月23日（火曜日）  
午後7時まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXX年XX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

11. \_\_\_\_\_

12. \_\_\_\_\_

13. \_\_\_\_\_

14. \_\_\_\_\_

15. \_\_\_\_\_

16. \_\_\_\_\_

17. \_\_\_\_\_

18. \_\_\_\_\_

19. \_\_\_\_\_

20. \_\_\_\_\_

21. \_\_\_\_\_

22. \_\_\_\_\_

23. \_\_\_\_\_

24. \_\_\_\_\_

25. \_\_\_\_\_

26. \_\_\_\_\_

27. \_\_\_\_\_

28. \_\_\_\_\_

29. \_\_\_\_\_

30. \_\_\_\_\_

31. \_\_\_\_\_

32. \_\_\_\_\_

33. \_\_\_\_\_

34. \_\_\_\_\_

35. \_\_\_\_\_

36. \_\_\_\_\_

37. \_\_\_\_\_

38. \_\_\_\_\_

39. \_\_\_\_\_

40. \_\_\_\_\_

41. \_\_\_\_\_

42. \_\_\_\_\_

43. \_\_\_\_\_

44. \_\_\_\_\_

45. \_\_\_\_\_

46. \_\_\_\_\_

47. \_\_\_\_\_

48. \_\_\_\_\_

49. \_\_\_\_\_

50. \_\_\_\_\_

51. \_\_\_\_\_

52. \_\_\_\_\_

53. \_\_\_\_\_

54. \_\_\_\_\_

55. \_\_\_\_\_

56. \_\_\_\_\_

57. \_\_\_\_\_

58. \_\_\_\_\_

59. \_\_\_\_\_

60. \_\_\_\_\_

61. \_\_\_\_\_

62. \_\_\_\_\_

63. \_\_\_\_\_

64. \_\_\_\_\_

65. \_\_\_\_\_

66. \_\_\_\_\_

67. \_\_\_\_\_

68. \_\_\_\_\_

69. \_\_\_\_\_

70. \_\_\_\_\_

71. \_\_\_\_\_

72. \_\_\_\_\_

73. \_\_\_\_\_

74. \_\_\_\_\_

75. \_\_\_\_\_

76. \_\_\_\_\_

77. \_\_\_\_\_

78. \_\_\_\_\_

79. \_\_\_\_\_

80. \_\_\_\_\_

81. \_\_\_\_\_

82. \_\_\_\_\_

83. \_\_\_\_\_

84. \_\_\_\_\_

85. \_\_\_\_\_

86. \_\_\_\_\_

87. \_\_\_\_\_

88. \_\_\_\_\_

89. \_\_\_\_\_

90. \_\_\_\_\_

91. \_\_\_\_\_

92. \_\_\_\_\_

93. \_\_\_\_\_

94. \_\_\_\_\_

95. \_\_\_\_\_

96. \_\_\_\_\_

97. \_\_\_\_\_

98. \_\_\_\_\_

99. \_\_\_\_\_

100. \_\_\_\_\_

101. \_\_\_\_\_

102. \_\_\_\_\_

103. \_\_\_\_\_

104. \_\_\_\_\_

105. \_\_\_\_\_

106. \_\_\_\_\_

107. \_\_\_\_\_

108. \_\_\_\_\_

109. \_\_\_\_\_

110. \_\_\_\_\_

111. \_\_\_\_\_

112. \_\_\_\_\_

113. \_\_\_\_\_

114. \_\_\_\_\_

115. \_\_\_\_\_

116. \_\_\_\_\_

117. \_\_\_\_\_

118. \_\_\_\_\_

119. \_\_\_\_\_

120. \_\_\_\_\_

121. \_\_\_\_\_

122. \_\_\_\_\_

123. \_\_\_\_\_

124. \_\_\_\_\_

125. \_\_\_\_\_

126. \_\_\_\_\_

127. \_\_\_\_\_

128. \_\_\_\_\_

129. \_\_\_\_\_

130. \_\_\_\_\_

131. \_\_\_\_\_

132. \_\_\_\_\_

133. \_\_\_\_\_

134. \_\_\_\_\_

135. \_\_\_\_\_

136. \_\_\_\_\_

137. \_\_\_\_\_

138. \_\_\_\_\_

139. \_\_\_\_\_

140. \_\_\_\_\_

141. \_\_\_\_\_

142. \_\_\_\_\_

143. \_\_\_\_\_

144. \_\_\_\_\_

145. \_\_\_\_\_

146. \_\_\_\_\_

147. \_\_\_\_\_

148. \_\_\_\_\_

149. \_\_\_\_\_

150. \_\_\_\_\_

151. \_\_\_\_\_

152. \_\_\_\_\_

153. \_\_\_\_\_

154. \_\_\_\_\_

155. \_\_\_\_\_

156. \_\_\_\_\_

157. \_\_\_\_\_

158. \_\_\_\_\_

159. \_\_\_\_\_

160. \_\_\_\_\_

161. \_\_\_\_\_

162. \_\_\_\_\_

163. \_\_\_\_\_

164. \_\_\_\_\_

165. \_\_\_\_\_

166. \_\_\_\_\_

167. \_\_\_\_\_

168. \_\_\_\_\_

169. \_\_\_\_\_

170. \_\_\_\_\_

171. \_\_\_\_\_

172. \_\_\_\_\_

173. \_\_\_\_\_

174. \_\_\_\_\_

175. \_\_\_\_\_

176. \_\_\_\_\_

177. \_\_\_\_\_

178. \_\_\_\_\_

179. \_\_\_\_\_

180. \_\_\_\_\_

181. \_\_\_\_\_

182. \_\_\_\_\_

183. \_\_\_\_\_

184. \_\_\_\_\_

185. \_\_\_\_\_

186. \_\_\_\_\_

187. \_\_\_\_\_

188. \_\_\_\_\_

189. \_\_\_\_\_

190. \_\_\_\_\_

191. \_\_\_\_\_

192. \_\_\_\_\_

193. \_\_\_\_\_

194. \_\_\_\_\_

195. \_\_\_\_\_

196. \_\_\_\_\_

197. \_\_\_\_\_

198. \_\_\_\_\_

199. \_\_\_\_\_

200. \_\_\_\_\_

201. \_\_\_\_\_

202. \_\_\_\_\_

203. \_\_\_\_\_

204. \_\_\_\_\_

205. \_\_\_\_\_

206. \_\_\_\_\_

207. \_\_\_\_\_

208. \_\_\_\_\_

209. \_\_\_\_\_

210. \_\_\_\_\_

211. \_\_\_\_\_

212. \_\_\_\_\_

213. \_\_\_\_\_

214. \_\_\_\_\_

215. \_\_\_\_\_

216. \_\_\_\_\_

217. \_\_\_\_\_

218. \_\_\_\_\_

219. \_\_\_\_\_

220. \_\_\_\_\_

221. \_\_\_\_\_

222. \_\_\_\_\_

223. \_\_\_\_\_

224. \_\_\_\_\_

225. \_\_\_\_\_

226. \_\_\_\_\_

227. \_\_\_\_\_

228. \_\_\_\_\_

229. \_\_\_\_\_

230. \_\_\_\_\_

231. \_\_\_\_\_

232. \_\_\_\_\_

233. \_\_\_\_\_

234. \_\_\_\_\_

235. \_\_\_\_\_

236. \_\_\_\_\_

237. \_\_\_\_\_

238. \_\_\_\_\_

239. \_\_\_\_\_

240. \_\_\_\_\_

241. \_\_\_\_\_

242. \_\_\_\_\_

243. \_\_\_\_\_

244. \_\_\_\_\_

245. \_\_\_\_\_

246. \_\_\_\_\_

247. \_\_\_\_\_

248. \_\_\_\_\_

249. \_\_\_\_\_

250. \_\_\_\_\_

251. \_\_\_\_\_

252. \_\_\_\_\_

253. \_\_\_\_\_

254. \_\_\_\_\_

255. \_\_\_\_\_

256. \_\_\_\_\_

257. \_\_\_\_\_

258. \_\_\_\_\_

259. \_\_\_\_\_

260. \_\_\_\_\_

261. \_\_\_\_\_

262. \_\_\_\_\_

263. \_\_\_\_\_

264. \_\_\_\_\_

265. \_\_\_\_\_

266. \_\_\_\_\_

267. \_\_\_\_\_

268. \_\_\_\_\_

269. \_\_\_\_\_

270. \_\_\_\_\_

271. \_\_\_\_\_

272. \_\_\_\_\_

273. \_\_\_\_\_

274. \_\_\_\_\_

275. \_\_\_\_\_

276. \_\_\_\_\_

277. \_\_\_\_\_

278. \_\_\_\_\_

279. \_\_\_\_\_

280. \_\_\_\_\_

281. \_\_\_\_\_

282. \_\_\_\_\_

283. \_\_\_\_\_

284. \_\_\_\_\_

285. \_\_\_\_\_

286. \_\_\_\_\_

287. \_\_\_\_\_

288. \_\_\_\_\_

289. \_\_\_\_\_

290. \_\_\_\_\_

291. \_\_\_\_\_

292. \_\_\_\_\_

293. \_\_\_\_\_

294. \_\_\_\_\_

295. \_\_\_\_\_

296. \_\_\_\_\_

297. \_\_\_\_\_

298. \_\_\_\_\_

299. \_\_\_\_\_

300. \_\_\_\_\_

301. \_\_\_\_\_

302. \_\_\_\_\_

303. \_\_\_\_\_

304. \_\_\_\_\_

305. \_\_\_\_\_

306. \_\_\_\_\_

307. \_\_\_\_\_

308. \_\_\_\_\_

309. \_\_\_\_\_

310. \_\_\_\_\_

311. \_\_\_\_\_

312. \_\_\_\_\_

313. \_\_\_\_\_

314. \_\_\_\_\_

315. \_\_\_\_\_

316. \_\_\_\_\_

317. \_\_\_\_\_

318. \_\_\_\_\_

319. \_\_\_\_\_

320. \_\_\_\_\_

321. \_\_\_\_\_

322. \_\_\_\_\_

323. \_\_\_\_\_

324. \_\_\_\_\_

325. \_\_\_\_\_

326. \_\_\_\_\_

327. \_\_\_\_\_

328. \_\_\_\_\_

329. \_\_\_\_\_

330. \_\_\_\_\_

331. \_\_\_\_\_

332. \_\_\_\_\_

333. \_\_\_\_\_

334. \_\_\_\_\_

335. \_\_\_\_\_

336. \_\_\_\_\_

337. \_\_\_\_\_

338. \_\_\_\_\_

339. \_\_\_\_\_

340. \_\_\_\_\_

341. \_\_\_\_\_

342. \_\_\_\_\_

343. \_\_\_\_\_

344. \_\_\_\_\_

345. \_\_\_\_\_

346. \_\_\_\_\_

347. \_\_\_\_\_

348. \_\_\_\_\_

349. \_\_\_\_\_

350. \_\_\_\_\_

351. \_\_\_\_\_

352. \_\_\_\_\_

353. \_\_\_\_\_

354. \_\_\_\_\_

355. \_\_\_\_\_

356. \_\_\_\_\_

357. \_\_\_\_\_

358. \_\_\_\_\_

359. \_\_\_\_\_

360. \_\_\_\_\_

361. \_\_\_\_\_

362. \_\_\_\_\_

363. \_\_\_\_\_

364. \_\_\_\_\_

365. \_\_\_\_\_

366. \_\_\_\_\_

367. \_\_\_\_\_

368. \_\_\_\_\_

369. \_\_\_\_\_

370. \_\_\_\_\_

371. \_\_\_\_\_

372. \_\_\_\_\_

373. \_\_\_\_\_

374. \_\_\_\_\_

375. \_\_\_\_\_

376. \_\_\_\_\_

377. \_\_\_\_\_

378. \_\_\_\_\_

379. \_\_\_\_\_

380. \_\_\_\_\_

381. \_\_\_\_\_

382. \_\_\_\_\_

383. \_\_\_\_\_

384. \_\_\_\_\_

385. \_\_\_\_\_

386. \_\_\_\_\_

387. \_\_\_\_\_

388. \_\_\_\_\_

389. \_\_\_\_\_

390. \_\_\_\_\_

391. \_\_\_\_\_

392. \_\_\_\_\_

393. \_\_\_\_\_

394. \_\_\_\_\_

395. \_\_\_\_\_

396. \_\_\_\_\_

397. \_\_\_\_\_

398. \_\_\_\_\_

399. \_\_\_\_\_

400. \_\_\_\_\_

401. \_\_\_\_\_

402. \_\_\_\_\_

403. \_\_\_\_\_

404. \_\_\_\_\_

405. \_\_\_\_\_

406. \_\_\_\_\_

407. \_\_\_\_\_

408. \_\_\_\_\_

409. \_\_\_\_\_

410. \_\_\_\_\_

411. \_\_\_\_\_

412. \_\_\_\_\_

413. \_\_\_\_\_

414. \_\_\_\_\_

415. \_\_\_\_\_

416. \_\_\_\_\_

417. \_\_\_\_\_

418. \_\_\_\_\_

419. \_\_\_\_\_

420. \_\_\_\_\_

421. \_\_\_\_\_

422. \_\_\_\_\_

423. \_\_\_\_\_

424. \_\_\_\_\_

425. \_\_\_\_\_

426. \_\_\_\_\_

427. \_\_\_\_\_

428. \_\_\_\_\_

429. \_\_\_\_\_

430. \_\_\_\_\_

431. \_\_\_\_\_

432. \_\_\_\_\_

433. \_\_\_\_\_

434. \_\_\_\_\_

435. \_\_\_\_\_

436. \_\_\_\_\_

437. \_\_\_\_\_

438. \_\_\_\_\_

439. \_\_\_\_\_

440. \_\_\_\_\_

441. \_\_\_\_\_

442. \_\_\_\_\_

443. \_\_\_\_\_

444. \_\_\_\_\_

445. \_\_\_\_\_

446. \_\_\_\_\_

447. \_\_\_\_\_

448. \_\_\_\_\_

449. \_\_\_\_\_

450. \_\_\_\_\_

451. \_\_\_\_\_

452. \_\_\_\_\_

453. \_\_\_\_\_

454. \_\_\_\_\_

455. \_\_\_\_\_

456. \_\_\_\_\_

457. \_\_\_\_\_

458. \_\_\_\_\_

459. \_\_\_\_\_

460. \_\_\_\_\_

461. \_\_\_\_\_

462. \_\_\_\_\_

463. \_\_\_\_\_

464. \_\_\_\_\_

465. \_\_\_\_\_

466. \_\_\_\_\_

467. \_\_\_\_\_

468. \_\_\_\_\_

469. \_\_\_\_\_

470. \_\_\_\_\_

471. \_\_\_\_\_

472. \_\_\_\_\_

473. \_\_\_\_\_

474. \_\_\_\_\_

475. \_\_\_\_\_

476. \_\_\_\_\_

477. \_\_\_\_\_

478. \_\_\_\_\_

479. \_\_\_\_\_

480. \_\_\_\_\_

481. \_\_\_\_\_

482. \_\_\_\_\_

483. \_\_\_\_\_

484. \_\_\_\_\_

485. \_\_\_\_\_

486. \_\_\_\_\_

487. \_\_\_\_\_

488. \_\_\_\_\_

489. \_\_\_\_\_

490. \_\_\_\_\_

491. \_\_\_\_\_

492. \_\_\_\_\_

493. \_\_\_\_\_

494. \_\_\_\_\_

495. \_\_\_\_\_

496. \_\_\_\_\_

497. \_\_\_\_\_

498. \_\_\_\_\_

499. \_\_\_\_\_

500. \_\_\_\_\_

501. \_\_\_\_\_

502. \_\_\_\_\_

503. \_\_\_\_\_

504. \_\_\_\_\_

505. \_\_\_\_\_

506. \_\_\_\_\_

507. \_\_\_\_\_

508. \_\_\_\_\_

509. \_\_\_\_\_

510. \_\_\_\_\_

511. \_\_\_\_\_

512. \_\_\_\_\_

513. \_\_\_\_\_

514. \_\_\_\_\_

515. \_\_\_\_\_

516. \_\_\_\_\_

517. \_\_\_\_\_

518. \_\_\_\_\_

519. \_\_\_\_\_

520. \_\_\_\_\_

521. \_\_\_\_\_

522. \_\_\_\_\_

523. \_\_\_\_\_

524. \_\_\_\_\_

525. \_\_\_\_\_

526. \_\_\_\_\_

527. \_\_\_\_\_

528. \_\_\_\_\_

529. \_\_\_\_\_

530. \_\_\_\_\_

531. \_\_\_\_\_

532. \_\_\_\_\_

533. \_\_\_\_\_

534. \_\_\_\_\_

535. \_\_\_\_\_

536. \_\_\_\_\_

537. \_\_\_\_\_

538. \_\_\_\_\_

539. \_\_\_\_\_

540. \_\_\_\_\_

541. \_\_\_\_\_

542. \_\_\_\_\_

543. \_\_\_\_\_

544. \_\_\_\_\_

545. \_\_\_\_\_

546. \_\_\_\_\_

547. \_\_\_\_\_

548. \_\_\_\_\_

549. \_\_\_\_\_

550. \_\_\_\_\_

551. \_\_\_\_\_

552. \_\_\_\_\_

553. \_\_\_\_\_

554. \_\_\_\_\_

555. \_\_\_\_\_

556. \_\_\_\_\_

557. \_\_\_\_\_

558. \_\_\_\_\_

559. \_\_\_\_\_

560. \_\_\_\_\_

561. \_\_\_\_\_

562. \_\_\_\_\_

563. \_\_\_\_\_

564. \_\_\_\_\_

565. \_\_\_\_\_

566. \_\_\_\_\_

567. \_\_\_\_\_

568. \_\_\_\_\_

569. \_\_\_\_\_

570. \_\_\_\_\_

571. \_\_\_\_\_

572. \_\_\_\_\_

573. \_\_\_\_\_

574. \_\_\_\_\_

575. \_\_\_\_\_

576. \_\_\_\_\_

577. \_\_\_\_\_

578. \_\_\_\_\_

579. \_\_\_\_\_

580. \_\_\_\_\_

581. \_\_\_\_\_

582. \_\_\_\_\_

583. \_\_\_\_\_

584. \_\_\_\_\_

585. \_\_\_\_\_

586. \_\_\_\_\_

587. \_\_\_\_\_

588. \_\_\_\_\_

589. \_\_\_\_\_

590. \_\_\_\_\_

591. \_\_\_\_\_

592. \_\_\_\_\_

593. \_\_\_\_\_

594. \_\_\_\_\_

595. \_\_\_\_\_

596. \_\_\_\_\_

597. \_\_\_\_\_

598. \_\_\_\_\_

599. \_\_\_\_\_

600. \_\_\_\_\_

601. \_\_\_\_\_

602. \_\_\_\_\_

603. \_\_\_\_\_

604. \_\_\_\_\_

605. \_\_\_\_\_

606. \_\_\_\_\_

607. \_\_\_\_\_

608. \_\_\_\_\_

609. \_\_\_\_\_

610. \_\_\_\_\_

611. \_\_\_\_\_

612. \_\_\_\_\_

613. \_\_\_\_\_

614. \_\_\_\_\_

615. \_\_\_\_\_

616. \_\_\_\_\_

617. \_\_\_\_\_

618. \_\_\_\_\_

619. \_\_\_\_\_

620. \_\_\_\_\_

621. \_\_\_\_\_

622. \_\_\_\_\_

623. \_\_\_\_\_

624. \_\_\_\_\_

625. \_\_\_\_\_

626. \_\_\_\_\_

627. \_\_\_\_\_

628. \_\_\_\_\_

629. \_\_\_\_\_

630. \_\_\_\_\_

631. \_\_\_\_\_

632. \_\_\_\_\_

633. \_\_\_\_\_

634. \_\_\_\_\_

635. \_\_\_\_\_

636. \_\_\_\_\_

637. \_\_\_\_\_

638. \_\_\_\_\_

639. \_\_\_\_\_

640. \_\_\_\_\_

641. \_\_\_\_\_

642. \_\_\_\_\_

643. \_\_\_\_\_

644. \_\_\_\_\_

645. \_\_\_\_\_

646. \_\_\_\_\_

647. \_\_\_\_\_

648. \_\_\_\_\_

649. \_\_\_\_\_

650. \_\_\_\_\_

651. \_\_\_\_\_

652. \_\_\_\_\_

653. \_\_\_\_\_

654. \_\_\_\_\_

655. \_\_\_\_\_

656. \_\_\_\_\_

657. \_\_\_\_\_

658. \_\_\_\_\_

659. \_\_\_\_\_

660. \_\_\_\_\_

661. \_\_\_\_\_

662. \_\_\_\_\_

663. \_\_\_\_\_

664. \_\_\_\_\_

665. \_\_\_\_\_

666. \_\_\_\_\_

667. \_\_\_\_\_

668. \_\_\_\_\_

669. \_\_\_\_\_

670. \_\_\_\_\_

671. \_\_\_\_\_

672. \_\_\_\_\_

673. \_\_\_\_\_

674. \_\_\_\_\_

675. \_\_\_\_\_

676. \_\_\_\_\_

677. \_\_\_\_\_

678. \_\_\_\_\_

679. \_\_\_\_\_

680. \_\_\_\_\_

681. \_\_\_\_\_

682. \_\_\_\_\_

683. \_\_\_\_\_

684. \_\_\_\_\_

685. \_\_\_\_\_

686. \_\_\_\_\_

687. \_\_\_\_\_

688. \_\_\_\_\_

689. \_\_\_\_\_

690. \_\_\_\_\_

691. \_\_\_\_\_

692. \_\_\_\_\_

693. \_\_\_\_\_

694. \_\_\_\_\_

695. \_\_\_\_\_

696. \_\_\_\_\_

697. \_\_\_\_\_

698. \_\_\_\_\_

699. \_\_\_\_\_

700. \_\_\_\_\_

701. \_\_\_\_\_

702. \_\_\_\_\_

703. \_\_\_\_\_

704. \_\_\_\_\_

705. \_\_\_\_\_

706. \_\_\_\_\_

707. \_\_\_\_\_

708. \_\_\_\_\_

709. \_\_\_\_\_

710. \_\_\_\_\_

711. \_\_\_\_\_

712. \_\_\_\_\_

713. \_\_\_\_\_

714. \_\_\_\_\_

715. \_\_\_\_\_

716. \_\_\_\_\_

717. \_\_\_\_\_

718. \_\_\_\_\_

719. \_\_\_\_\_

720. \_\_\_\_\_

721. \_\_\_\_\_

722. \_\_\_\_\_

723. \_\_\_\_\_

724. \_\_\_\_\_

725. \_\_\_\_\_

726. \_\_\_\_\_

727. \_\_\_\_\_

728. \_\_\_\_\_

729. \_\_\_\_\_

730. \_\_\_\_\_

731. \_\_\_\_\_

732. \_\_\_\_\_

733. \_\_\_\_\_

734. \_\_\_\_\_

735. \_\_\_\_\_

736. \_\_\_\_\_

737. \_\_\_\_\_

738. \_\_\_\_\_

739. \_\_\_\_\_

740. \_\_\_\_\_

741. \_\_\_\_\_

742. \_\_\_\_\_

743. \_\_\_\_\_

744. \_\_\_\_\_

745. \_\_\_\_\_

746. \_\_\_\_\_

747. \_\_\_\_\_

748. \_\_\_\_\_

749. \_\_\_\_\_

750. \_\_\_\_\_

751. \_\_\_\_\_

752. \_\_\_\_\_

753. \_\_\_\_\_

754. \_\_\_\_\_

755. \_\_\_\_\_

756. \_\_\_\_\_

757. \_\_\_\_\_

758. \_\_\_\_\_

759. \_\_\_\_\_

760. \_\_\_\_\_

761. \_\_\_\_\_

762. \_\_\_\_\_

763. \_\_\_\_\_

764. \_\_\_\_\_

765. \_\_\_\_\_

766. \_\_\_\_\_

767. \_\_\_\_\_

768. \_\_\_\_\_

769. \_\_\_\_\_

770. \_\_\_\_\_

771. \_\_\_\_\_

772. \_\_\_\_\_

773. \_\_\_\_\_

774. \_\_\_\_\_

775. \_\_\_\_\_

776. \_\_\_\_\_

777. \_\_\_\_\_

778. \_\_\_\_\_

779. \_\_\_\_\_

780. \_\_\_\_\_

781. \_\_\_\_\_

782. \_\_\_\_\_

783. \_\_\_\_\_

784. \_\_\_\_\_

785. \_\_\_\_\_

786. \_\_\_\_\_

787. \_\_\_\_\_

788. \_\_\_\_\_

789. \_\_\_\_\_

790. \_\_\_\_\_

791. \_\_\_\_\_

792. \_\_\_\_\_

793. \_\_\_\_\_

794. \_\_\_\_\_

795. \_\_\_\_\_

796. \_\_\_\_\_

797. \_\_\_\_\_

798. \_\_\_\_\_

799. \_\_\_\_\_

800. \_\_\_\_\_

801. \_\_\_\_\_

802. \_\_\_\_\_

803. \_\_\_\_\_

804. \_\_\_\_\_

805. \_\_\_\_\_

806. \_\_\_\_\_

807. \_\_\_\_\_

808. \_\_\_\_\_

809. \_\_\_\_\_

810. \_\_\_\_\_

811. \_\_\_\_\_

812. \_\_\_\_\_

813. \_\_\_\_\_

814. \_\_\_\_\_

815. \_\_\_\_\_

816. \_\_\_\_\_

817. \_\_\_\_\_

818. \_\_\_\_\_

819. \_\_\_\_\_

820. \_\_\_\_\_

821. \_\_\_\_\_

822. \_\_\_\_\_

823. \_\_\_\_\_

824. \_\_\_\_\_

825. \_\_\_\_\_

826. \_\_\_\_\_

827. \_\_\_\_\_

828. \_\_\_\_\_

829. \_\_\_\_\_

830. \_\_\_\_\_

831. \_\_\_\_\_

832. \_\_\_\_\_

833. \_\_\_\_\_

834. \_\_\_\_\_

835. \_\_\_\_\_

836. \_\_\_\_\_

837. \_\_\_\_\_

838. \_\_\_\_\_

839. \_\_\_\_\_

840. \_\_\_\_\_

841. \_\_\_\_\_

842. \_\_\_\_\_

843. \_\_\_\_\_

844. \_\_\_\_\_

845. \_\_\_\_\_

846. \_\_\_\_\_

847. \_\_\_\_\_

848. \_\_\_\_\_

849. \_\_\_\_\_

850. \_\_\_\_\_

851. \_\_\_\_\_

852. \_\_\_\_\_

853. \_\_\_\_\_

854. \_\_\_\_\_

855. \_\_\_\_\_

856. \_\_\_\_\_

857. \_\_\_\_\_

858. \_\_\_\_\_

859. \_\_\_\_\_

860. \_\_\_\_\_

861. \_\_\_\_\_

862. \_\_\_\_\_

863. \_\_\_\_\_

864. \_\_\_\_\_

865. \_\_\_\_\_

866. \_\_\_\_\_

867. \_\_\_\_\_

868. \_\_\_\_\_

869. \_\_\_\_\_

870. \_\_\_\_\_

871. \_\_\_\_\_

872. \_\_\_\_\_

873. \_\_\_\_\_

874. \_\_\_\_\_

875. \_\_\_\_\_

876. \_\_\_\_\_

877. \_\_\_\_\_

878. \_\_\_\_\_

879. \_\_\_\_\_

880. \_\_\_\_\_

881. \_\_\_\_\_

882. \_\_\_\_\_

883. \_\_\_\_\_

884. \_\_\_\_\_

885. \_\_\_\_\_

886. \_\_\_\_\_

887. \_\_\_\_\_

888. \_\_\_\_\_

889. \_\_\_\_\_

890. \_\_\_\_\_

891. \_\_\_\_\_

892. \_\_\_\_\_

893. \_\_\_\_\_

894. \_\_\_\_\_

895. \_\_\_\_\_

896. \_\_\_\_\_

897. \_\_\_\_\_

898. \_\_\_\_\_

899. \_\_\_\_\_

900. \_\_\_\_\_

901. \_\_\_\_\_

902. \_\_\_\_\_

903. \_\_\_\_\_

904. \_\_\_\_\_

905. \_\_\_\_\_

906. \_\_\_\_\_

907. \_\_\_\_\_

908. \_\_\_\_\_

909. \_\_\_\_\_

910. \_\_\_\_\_

911. \_\_\_\_\_

912. \_\_\_\_\_

913. \_\_\_\_\_

914. \_\_\_\_\_

915. \_\_\_\_\_

916. \_\_\_\_\_

917. \_\_\_\_\_

918. \_\_\_\_\_

919. \_\_\_\_\_

920. \_\_\_\_\_

921. \_\_\_\_\_

922. \_\_\_\_\_

923. \_\_\_\_\_

924. \_\_\_\_\_

925. \_\_\_\_\_

926. \_\_\_\_\_

927. \_\_\_\_\_

928. \_\_\_\_\_

929. \_\_\_\_\_

930. \_\_\_\_\_

931. \_\_\_\_\_

932. \_\_\_\_\_

933. \_\_\_\_\_

934. \_\_\_\_\_

935. \_\_\_\_\_

936. \_\_\_\_\_

937. \_\_\_\_\_

938. \_\_\_\_\_

939. \_\_\_\_\_

940. \_\_\_\_\_

941. \_\_\_\_\_

942. \_\_\_\_\_

943. \_\_\_\_\_

944. \_\_\_\_\_

945. \_\_\_\_\_

946. \_\_\_\_\_

947. \_\_\_\_\_

948. \_\_\_\_\_

949. \_\_\_\_\_

950. \_\_\_\_\_

951. \_\_\_\_\_

952. \_\_\_\_\_

953. \_\_\_\_\_

954. \_\_\_\_\_

955. \_\_\_\_\_

956. \_\_\_\_\_

957. \_\_\_\_\_

958. \_\_\_\_\_

959. \_\_\_\_\_

960. \_\_\_\_\_

961. \_\_\_\_\_

962. \_\_\_\_\_

963. \_\_\_\_\_

964. \_\_\_\_\_

965. \_\_\_\_\_

966. \_\_\_\_\_

967. \_\_\_\_\_

968. \_\_\_\_\_

969. \_\_\_\_\_

970. \_\_\_\_\_

971. \_\_\_\_\_

972. \_\_\_\_\_

973. \_\_\_\_\_

974. \_\_\_\_\_

975. \_\_\_\_\_

976. \_\_\_\_\_

977. \_\_\_\_\_

978. \_\_\_\_\_

979. \_\_\_\_\_

980. \_\_\_\_\_

981. \_\_\_\_\_

982. \_\_\_\_\_

983. \_\_\_\_\_

984. \_\_\_\_\_

985. \_\_\_\_\_

986. \_\_\_\_\_

987. \_\_\_\_\_

988. \_\_\_\_\_

989. \_\_\_\_\_

990. \_\_\_\_\_

991. \_\_\_\_\_

992. \_\_\_\_\_

993. \_\_\_\_\_

994. \_\_\_\_\_

995. \_\_\_\_\_

996. \_\_\_\_\_

997. \_\_\_\_\_

998. \_\_\_\_\_

999. \_\_\_\_\_

1000. \_\_\_\_\_

1001. \_\_\_\_\_

1002. \_\_\_\_\_

1003. \_\_\_\_\_

1004. \_\_\_\_\_

1005. \_\_\_\_\_

1006. \_\_\_\_\_

1007. \_\_\_\_\_

1008. \_\_\_\_\_

1009. \_\_\_\_\_

1010. \_\_\_\_\_

1011. \_\_\_\_\_

— 4 —

(添付書類)

## 事業報告

(自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞により国内外の景気は大きく減退しており、当面は厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境の中、当社は「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指しております。

当連結会計年度は、売上面では、当社グループが運営するポイントサイト「モッピー」で、ポイ活トレンドの好影響やスマートフォン版アプリのリリースにより会員数やトラフィック増加に大きく寄与しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の増加により、当社の運営するアフィリエイトプログラム「AD.TRACK」において、美容・アパレル分野のEC、デジタルコンテンツ等に関する広告の取扱いが好調に推移しました。

利益面では、増収効果に加えて、「モッピー」においてコストの見直しを行ったことから利益率が改善しました。関係会社においては、連結子会社である株式会社ゆめみが人材への先行投資一巡に伴い大幅な増益となり、また持分法適用関連会社であるビットバンク株式会社も暗号資産市場の取引活性化を背景とした好業績により利益貢献しました。一方で、特別損失として非連結子会社の株式評価損、投資用不動産情報サイト「Oh!Ya」にかかるのれんの減損損失、及び株式会社ゆめみのリモートワーク推奨による一部のオフィス解約に伴う損失を計上しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は20,213百万円（前年同期比22.4%増）、営業利益は1,496百万円（同70.0%増）、経常利益は1,816百万円（同129.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は744百万円（同893.9%増）となり、売上高、営業利益及び経常利益については過去最高の業績を達成しました。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ①モバイルサービス事業

モバイルサービス事業は、日本最大級のポイントサイトである「モッピー」に加え、自社アフィリエイトプログラム「AD.TRACK」やポイントサイト以外の各種コンテンツメディアの運営、及び企業のDX化支援を手がける連結子会社「ゆめみ」で構成されております。

「モッピー」においては、ポイ活トレンドや巣ごもり消費増加等の外部環境の変化を好機とし、「モッピー」スマートフォン版アプリのリリース等多様な集客方法により、当連結会計年度末の会員数は290万人（前連結会計年度末比20.3%増）となりました。また、会員の利便性向上を目的としたポイントの獲得手段の増加、各種キャンペーンの実施等、継続的なサイトの改良も行っていました。

「AD.TRACK」においては、自社メディアの媒体力の活用やクライアントの新規開拓等に加えて、インフルエンサーマーケティングへの取り組みなどの施策により、取扱高の大幅な増加を達成しました。

コンテンツメディアにおいては、記事広告型メディアの運用手法改善や資金調達情報サイトである「資金調達プロ」の成長が業績に寄与しました。

「ゆめみ」においては、先行投資一巡によるコスト削減効果に加えて、案件への継続的関与を行う準委任・運用・保守比率の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるモバイルサービス事業の売上高は20,253百万円（前年同期比23.7%増）、セグメント利益は2,677百万円（同33.5%増）となり、モバイルサービス事業の全事業が過去最高の売上高を達成しました。

#### ②フィナンシャルサービス事業

フィナンシャルサービス事業は、暗号資産関連事業、ファクタリングサービス事業、投資リターンを得ることを目的とした投資育成事業を行っております。

暗号資産関連事業においては、100%子会社である株式会社マーキュリーへの投資を継続し、暗号資産交換業の開業に向け、着実に準備を進めてまいりました。また、ファクタリングサービス事業としてフリーランス向け資金調達支援フィンテックサービス「nugget（ナゲット）」のサービスを開始しました。さらに投資育成事業では、当連結会計年度において計11件の投資を実行し、新たに2社の投資先が上場を達成しております。

この結果、当連結会計年度におけるフィナンシャルサービス事業の売上高は8百万円（前年同期比95.5%減）、セグメント損失は343百万円（前年同期は367百万円のセグメント損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、401百万円であります。その主な内容は、建物附属設備及び工具器具備品の取得44百万円、ソフトウェアの開発並びに取得357百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,320百万円の調達を行いました。また、当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と総額2,380百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は1,300百万円であります。

## (4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業であるモバイルサービス事業は、更なる拡大が見込まれるスマートフォン広告市場を背景に、今後も高い成長が期待される領域であります。このような市場環境において当社が「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現させ、持続的な成長を続けていくためには、既存の自社運営メディアやアフィリエイトプログラムを継続的に改良していくだけでなく、これらで培ったノウハウを基に新たな事業の立ち上げと早期の収益化に取り組んでいく必要があると認識しております。

他方、フィナンシャルサービス事業は、ブロックチェーンビジネスに対する社会的関心の高まりや投資育成事業における投資先の成長等により、中長期的な観点での企業価値向上へ貢献が期待できる領域であります。当社では、100%子会社である株式会社マーキュリーでの「暗号資産交換業」の登録完了を受け、2021年3月より暗号資産販売所「CoinTrade」を開業する予定であります。引き続き新たなブロックチェーン事業の立ち上げにも積極的に取り組んでまいります。また、将来を見据え自社サービスとの協業が見込める事業を展開する企業への積極的な投資を続けていく所存であります。

これらを実現するため、以下の8点を主な経営課題と認識しております。

### ① 自社運営メディアの強化

当社グループの主要サービスであるポイントサイト「モッピー」の競争力を強化するためには、会員数の拡大やユーザーの利便性向上を図ることが必要であると考えております。当社では2020年7月に新たに「モッピーアプリ」をリリースし多様な集客方法による会員数の増加を図るとともに、ポイント交換先の追加や継続的なサイトの改良等にも取り組んでまいりました。今後も「モッピーアプリ」への決済機能追加等によりこれらの取り組みをより充実したものとすると同時に、事業の収益性向上に向けた新たな施策も展開してまいります。

## ②事業間シナジーの追求と収益多角化

当社グループの中長期的な成長のためには、自社運営メディアの成長だけでなく、メディアの媒体力を活かして他事業とのシナジー効果を実現させ、収益を多角化させることが重要になると考えております。

モバイルサービス事業においては、自社運営メディアの媒体力を活かしてアフィリエイトプログラムへ2015年に本格参入し、両事業のシナジー効果により大きく成長してまいりました。今後は自社グループ内でD2C（Direct-to-Consumer）メーカーとなる会社を保有することで、垂直統合型ビジネスモデルの構築を進めてまいります。

また、フィナンシャルサービス事業では、資金調達情報サイト「資金調達プロ」に寄せられる個人事業主等からの資金調達ニーズに着目し、新たにフリーランス向けファクタリングサービス「nugget（ナゲット）」の提供を開始しております。

これらの事業を推進するために、モバイル分野において有数のシステム開発力を持つ連結子会社「ゆめみ」を含めたグループのリソースを最大限活用していく方針であります。

## ③投資育成事業における継続的な投資の実施

当社グループは、投資育成事業において「D2C」「インフルエンサーマーケティング」「ブロックチェーン」を自社サービスとの協業が見込める重点分野と位置づけ、これらに関連する事業を展開するベンチャー企業等に対する投資を積極的に行っております。投資育成事業においては、投資に関する専門知識を有するメンバーで構成する会議体での検討を通じて可能な限りリスクを回避しつつ継続的に取り組んでまいります。

## ④暗号資産販売所「CoinTrade」の開設

当社グループは、2017年9月に100%子会社である株式会社マーキュリーを設立し、2018年1月29日付で資金決済に関する法律第63条の3第1項の規定による仮想通貨交換業（現暗号資産交換業）の登録申請書を関東財務局に提出し、受理されておりました。この度、関東財務局より2021年2月17日付で資金決済に関する法律に基づく「暗号資産交換業者」としての登録が完了した旨の通知を受領し、2021年3月より暗号資産販売所「CoinTrade」を開業する予定です。

「CoinTrade」の開設にあたっては、暗号資産によるマネー・ロンダリングの防止、利用者の資産の分別管理、システムリスク管理の徹底を図ること等が、サービス運営上の重要課題であると認識しております。

また、資金決済に関する法律を始めとする国内法令、監督官庁である金融庁が公表する事務ガイドライン、自主規制団体である一般社団法人日本暗号資産取引業協会が定める諸規則等を遵守し、従業員に対する教育、情報セキュリティの強化等を図るとともに、利用者にも安心してサービスを利用していただけのように最大限努めてまいります。

#### ⑤人材獲得と育成

当社グループは、モバイルサービス及びフィナンシャルサービスの各事業において今後も事業規模の拡大や新サービスの提供を計画していることから、事業運営、システム開発、マーケティング、Webデザイン、管理等の各分野において、優秀な人材を採用し、継続的に育成していくことが不可欠であると考えております。

他方で、人材の多様性をこれまで以上に重視してまいります。さまざまなバックボーンを有する優秀な人材が当社グループに集結し影響し合うことでこれまでになく新しいアイデアが生み出されと考えております。また、担当業務に応じた適切な能力開発に取り組むことに加え、常に新しいことへの挑戦ができる職場環境を創り出すことで、採用した人材も生き生きと働くことができ、当社グループで長く活躍することができるものと考えております。

#### ⑥システムの安定化とセキュリティ強化

当社グループの運営する各種メディアや2021年3月開設予定の暗号資産販売所「CoinTrade」は、システム負荷の高いサービスとなっていることから、システムの安定的な稼働が当社グループの業務遂行上必要不可欠な事項となっております。また、「モッピー」をはじめとする自社運営メディアの利用者数の増加や「CoinTrade」の開設等により、アクセス数は今後も増加することが予想されます。

当社グループは、このような状況の変化にも柔軟に対応しながら、引き続き安定的なシステム稼働を維持していくことが重要であると考えており、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となることから、今後も継続的な設備投資を行ってまいります。

また、インターネットサービスの普及により、利用者の利便性が高まる一方で、ハッキング等による外部からの悪意ある攻撃のリスクが生じており、セキュリティ強化に関する社会的要請は急速に高まっております。「モッピー」では現金、電子マネー等に交換可能なポイントを、「CoinTrade」では利用者からお預かりする各種資産を管理することから、セキュリティ強化が引き続き重要な課題であると認識しております。

#### ⑦関係会社を含めた管理体制の構築・強化

当社グループは、当社（株式会社セレス）、連結子会社4社（株式会社ゆめみ、株式会社マーキュリー、株式会社バッカス、株式会社四季デザイン）及び持分法適用関連会社1社（ビットバンク株式会社）によって構成されております。当社グループの持続的な成長のためには、当社の内部管理体制をより一層強化することはもちろん、関係会社を含めたグループガバナンス体制の強化が必須であると考えております。

当社グループは、事業を拡大し、企業価値を継続的に高めていくために、社内規程やマニュアルの適切な整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化とコンプライアンスの意識向上を図るとともに、実効性の高い内部監査の実施等により、各グループ会社の内部管理体制と当社の関係会社管理体

制を一層強化してまいります。

#### ⑧ESG、SDGsへの取り組み

当社グループは「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現を目指し、2009年から中国内蒙古で植林活動を行うなど、環境対策に取り組んでまいりました。2021年からは「モッピー」をはじめとした自社サービスで使用するサーバーやオフィスで消費する電力を、再生可能エネルギー由来の電力に変更していくことにより排出CO<sub>2</sub>の100%オフセット（カーボンニュートラル）を目指してまいります。今後も持続可能な脱炭素社会の実現に貢献するため、様々な施策を講じていく予定です。

また、当社は本定時株主総会でのご承認を前提に、取締役会の監査・監督機能をさらに強化し、当社グループの持続的な企業価値向上に向けてコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実することを目的として、監査等委員会設置会社に移行します。本移行により、取締役の3分の1以上が独立社外取締役となりますが、今後もより実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制の構築を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                           | 2017年12月期<br>第13期 | 2018年12月期<br>第14期 | 2019年12月期<br>第15期 | 2020年12月期<br>第16期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)                            | —                 | 10,706,460        | 16,510,742        | 20,213,496                     |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                 | —                 | △2,554            | 792,158           | 1,816,143                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (千円) | —                 | △313,808          | 74,916            | 744,595                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (円)       | —                 | △28.66            | 6.78              | 67.32                          |
| 総資産 (千円)                            | —                 | 11,917,400        | 12,902,195        | 16,227,007                     |
| 純資産 (千円)                            | —                 | 6,437,772         | 6,581,294         | 7,091,451                      |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | —                 | 545.10            | 551.18            | 592.07                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 第14期より連結計算書類を作成しておりますので、第13期の数値は記載しておりません。
4. 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)を第15期より適用し、会計方針の変更を行っております。第14期については各財務数値に対して遡及処理を行っております。遡及適用前の第14期の財産及び損益の状況及び当該遡及適用の影響額は以下のとおりであります。
- 売上高10,706,460千円(遡及適用による影響額なし)、経常利益979,071千円(同△981,626千円)、親会社株主に帰属する当期純利益387,638千円(同△701,447千円)、1株当たり当期純利益35.40円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係  
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金       | 当社の<br>議決権比率 | 主要な業務内容                       |
|------------|-----------|--------------|-------------------------------|
| 株式会社ゆめみ    | 100,000千円 | 49.8%        | モバイルサービスを主とした受託開発、制作、コンサルティング |
| 株式会社マーキュリー | 100,000千円 | 100.0%       | 暗号資産関連事業等                     |

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)  
モバイルサービス事業、フィナンシャルサービス事業

(8) 主要な営業所の状況 (2020年12月31日現在)  
本社：東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

(9) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 383名 | 62名増        |

(注) 1. 使用人数には、アルバイト等は含んでおりません。  
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額の状況 (2020年12月31日現在)

| 借入先         | 借入残高      |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 913,371千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 575,007千円 |
| 株式会社千葉銀行    | 405,568千円 |

2. 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,562,000株（自己株式 565,396株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,103名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                      | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------|------------|--------|
| 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー       | 1,180,000株 | 10.73% |
| 高橋 秀明                    | 700,000株   | 6.36%  |
| インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合 | 555,400株   | 5.05%  |
| 都木 聡                     | 525,900株   | 4.78%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）   | 522,300株   | 4.74%  |
| 株式会社サイバーエージェント           | 500,000株   | 4.54%  |
| 野村證券株式会社                 | 491,500株   | 4.46%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）       | 477,500株   | 4.34%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）  | 435,500株   | 3.96%  |
| S M B C日興証券株式会社          | 390,300株   | 3.54%  |

(注) 1. 当社は自己株式565,396株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2020年12月31日現在）

#### （1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                         | 第1回新株予約権               |
|-------------------------|------------------------|
| 発行決議の日                  | 2013年7月5日              |
| 保有人数<br>当社取締役（社外取締役を除く） | 1名                     |
| 新株予約権の数                 | 500個                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類        | 普通株式                   |
| 新株予約権の目的となる株式の数         | 100,000株               |
| 新株予約権の発行価額              | 無償                     |
| 新株予約権の行使時の払込金額          | 1株当たり 90円              |
| 権利行使期間                  | 2015年7月9日から2023年6月8日まで |
| 行使の条件                   | （注3）                   |

- （注） 1. 当社は2014年6月19日付で1株を100株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。
2. 当社は2015年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。

- （2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

| 地位      | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                         |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 都木 聡  | 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー 取締役<br>株式会社ゆめみ 取締役<br>ビットバンク株式会社 社外取締役<br>株式会社マーキュリー 代表取締役社長<br>株式会社ディアナ 取締役                                      |
| 取締役副社長  | 野崎 哲也 | インターネット事業本部長<br>株式会社バックス 代表取締役<br>株式会社ディアナ 取締役                                                                                       |
| 常務取締役   | 小林 保裕 | 管理本部長                                                                                                                                |
| 取締役     | 志賀 勇佑 | インターネット事業本部アドマーケティング事業部長<br>株式会社ディアナ 代表取締役社長                                                                                         |
| 取締役     | 吉田 教充 | インターネット事業本部バーティカルメディア事業部長                                                                                                            |
| 取締役     | 畑 慎也  | サイボウズ株式会社 取締役                                                                                                                        |
| 取締役     | 多田 斎  | 株式会社ライトオン 社外取締役<br>株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役<br>株式会社マーキュリー 監査役                                                                      |
| 常勤監査役   | 栗山 千勢 | 株式会社ゆめみ 監査役                                                                                                                          |
| 監査役     | 高橋 由人 | 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問<br>BEENOS株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社東京通信 社外監査役                                                                   |
| 監査役     | 上杉 昌隆 | 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー<br>株式会社Aiming 社外監査役<br>株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役（監査等委員）<br>デジタルアーツ株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役畑慎也氏及び多田斎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役栗山千勢氏は公認会計士の資格を有しており、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
3. 常勤監査役栗山千勢氏、監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外監査役であります。
4. 監査役上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役畑慎也氏及び多田斎氏、常勤監査役栗山千勢氏、監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

2020年3月24日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋秀明氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

##### ①役員報酬等の額の決定に関する方針

当事業年度における各取締役の報酬については、以下の手順により取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しており、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

- a. 各社内取締役が自身を含む全取締役の業績への貢献等を基に報酬案を策定し代表取締役社長に提出
- b. 代表取締役社長が各報酬案を精査し最終報酬案を策定
- c. 最終報酬案に対する社外取締役の意見を聴取
- d. 代表取締役社長が報酬を決定

なお、当社は当事業年度において、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しており、今後は同委員会の審議により、役員報酬に関する独立性・客観性と説明責任のより一層の強化を図ってまいります。

##### ②取締役及び監査役の報酬等の額

|     |     |           |           |      |            |
|-----|-----|-----------|-----------|------|------------|
| 取締役 | 8名  | 163,592千円 | (うち社外取締役) | (2名) | (6,000千円)  |
| 監査役 | 3名  | 13,200千円  | (うち社外監査役) | (3名) | (13,200千円) |
| 合計  | 11名 | 176,792千円 | (うち社外役員)  | (5名) | (19,200千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年3月28日開催の第9期定時株主総会決議において年額300,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2019年3月28日開催の第14期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額30,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年3月28日開催の第9期定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2020年3月24日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度における取締役（社外取締役を除く）に対する、譲渡制限付株式の付与のための報酬の費用計上額8,762千円及び役員賞与引当金繰入額30,000千円が含まれております。
5. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は2,400千円であります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役畑慎也氏は、サイボウズ株式会社の取締役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役多田斎氏は、株式会社ライトオンの社外取締役、株式会社ツナググループ・ホールディングスの社外取締役、株式会社マーキュリーの監査役であります。株式会社ライトオン並びに株式会社ツナググループ・ホールディングスと当社との間に特別の関係はありません。株式会社マーキュリーは当社の子会社であります。

常勤監査役栗山千勢氏は、株式会社ゆめみの監査役であります。株式会社ゆめみは当社の子会社であります。

監査役高橋由人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、BEENOS株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社東京通信の社外監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

監査役上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社Aimingの社外監査役、株式会社フルキャストホールディングスの社外取締役（監査等委員）、デジタルアーツ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社コマースOneホールディングスの社外監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

##### ②社外役員の主な活動状況

| 地位  | 氏名    | 活動状況                                                           |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 畑 慎也  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。                |
| 取締役 | 多田 斎  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。                |
| 監査役 | 栗山 千勢 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。       |
| 監査役 | 高橋 由人 | 当事業年度に開催された取締役会14回中12回、及び監査役会14回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。  |
| 監査役 | 上杉 昌隆 | 当事業年度に開催された取締役会14回中13回、及び監査役会14回中13回に出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        | 報酬等の額    |
|----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 52,653千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 62,653千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役及び会計監査人からの説明及び資料に基づき、会計監査人の監査結果の内容及び職務執行状況、監査報酬の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の報酬額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が7,000千円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

連結貸借対照表  
(2020年12月31日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部            |                   |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,517,331</b> | <b>流動負債</b>        | <b>7,471,625</b>  |
| 現金及び預金          | 6,087,657         | 買掛金                | 1,024,020         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,778,802         | 短期借入金              | 1,300,000         |
| 営業投資有価証券        | 1,804,861         | 1年内返済予定の長期借入金      | 973,862           |
| 商品及び製品          | 28,428            | リース債務              | 2,621             |
| 仕掛品             | 65,843            | 未払金                | 1,050,350         |
| 原材料及び貯蔵品        | 164,663           | 未払法人税等             | 607,273           |
| その他             | 587,074           | ポイント引当金            | 1,693,881         |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,709,675</b>  | 役員賞与引当金            | 30,000            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>296,288</b>    | その他                | 789,615           |
| 建物附属設備          | 189,038           | <b>固定負債</b>        | <b>1,663,929</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 107,250           | 社債                 | 315,000           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,395,983</b>  | 長期借入金              | 1,228,653         |
| のれん             | 938,574           | リース債務              | 2,994             |
| その他             | 457,409           | 資産除去債務             | 70,809            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,017,403</b>  | その他                | 46,472            |
| 投資有価証券          | 562,432           | <b>負債合計</b>        | <b>9,135,555</b>  |
| 関係会社株式          | 872,903           | <b>純 資 産 の 部</b>   |                   |
| 繰延税金資産          | 667,939           | <b>株主資本</b>        | <b>6,250,380</b>  |
| その他             | 924,080           | 資本金                | 1,857,521         |
| 貸倒引当金           | △9,951            | 資本剰余金              | 2,378,976         |
|                 |                   | 利益剰余金              | 2,321,662         |
|                 |                   | 自己株式               | △307,778          |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>260,410</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 260,410           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>       | <b>4,373</b>      |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b>     | <b>576,286</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>7,091,451</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,227,007</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>16,227,007</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 20,213,496 |
| 売上原価            |         | 13,967,164 |
| 売上総利益           |         | 6,246,332  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 4,749,522  |
| 営業利益            |         | 1,496,809  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 9,152   |            |
| 暗号資産評価益         | 73,387  |            |
| 持分法による投資利益      | 238,704 |            |
| その他             | 35,947  | 357,191    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 12,937  |            |
| 投資事業組合運用損       | 10,584  |            |
| その他             | 14,336  | 37,858     |
| 経常利益            |         | 1,816,143  |
| 特別利益            |         |            |
| 新株予約権戻入益        | 3,315   |            |
| 投資有価証券売却益       | 5,277   | 8,592      |
| 特別損失            |         |            |
| 減損損失            | 243,744 |            |
| 関係会社株式評価損       | 61,928  |            |
| その他             | 22,215  | 327,887    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,496,849  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 704,584 |            |
| 法人税等調整額         | △55,221 | 649,362    |
| 当期純利益           |         | 847,486    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 102,890    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 744,595    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考書類

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位 千円)

|                      | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                      | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高            | 1,825,948 | 2,347,403 | 1,768,022 | △7,805   | 5,933,568 |
| 当 期 変 動 額            |           |           |           |          |           |
| 新 株 の 発 行            | 31,572    | 31,572    |           |          | 63,145    |
| 剰 余 金 の 配 当          |           |           | △154,940  |          | △154,940  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |           |           | 744,595   |          | 744,595   |
| 自 己 株 式 の 取 得        |           |           |           | △299,973 | △299,973  |
| 連 結 範 囲 の 変 動        |           |           | △36,014   |          | △36,014   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |           |           |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計        | 31,572    | 31,572    | 553,640   | △299,973 | 316,812   |
| 当 期 末 残 高            | 1,857,521 | 2,378,976 | 2,321,662 | △307,778 | 6,250,380 |

  

|                      | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|----------------------|------------------|-------------------|--------|---------|-----------|
|                      | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |         |           |
| 当 期 首 残 高            | 166,409          | 166,409           | 7,920  | 473,395 | 6,581,294 |
| 当 期 変 動 額            |                  |                   |        |         |           |
| 新 株 の 発 行            |                  |                   |        |         | 63,145    |
| 剰 余 金 の 配 当          |                  |                   |        |         | △154,940  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |                  |                   |        |         | 744,595   |
| 自 己 株 式 の 取 得        |                  |                   |        |         | △299,973  |
| 連 結 範 囲 の 変 動        |                  |                   |        |         | △36,014   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 94,001           | 94,001            | △3,547 | 102,890 | 193,345   |
| 当 期 変 動 額 合 計        | 94,001           | 94,001            | △3,547 | 102,890 | 510,157   |
| 当 期 末 残 高            | 260,410          | 260,410           | 4,373  | 576,286 | 7,091,451 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1－1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社ゆめみ、株式会社マーキュリー、株式会社バッカス、株式会社四季デザイン

株式会社四季デザインは、当連結会計年度において重要性が増したことにより、連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

株式会社ディアナ 他1社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、小規模であり、資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、連結の範囲に含めておりません。

#### 1－2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用会社の名称

ビットバンク株式会社

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 4社

持分法非適用会社の名称

株式会社ディアナ 他3社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社4社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、持分法の適用の範囲から除外しております。

#### 1－3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の決算日は連結決算日と一致しております。

#### 1－4．重要な会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ②たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品・製品・原材料

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ③暗号資産の評価基準及び評価方法

活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| のれん         | 5年～20年             |
| 自社利用のソフトウェア | 5年（社内における見込利用可能期間） |

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」(前連結会計年度は、228,231千円)は金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」(当連結会計年度は、425千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」(前連結会計年度は、9,447千円)は金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計 385,122千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、貸出コミットメント契約につきましては、一定の財務制限条項が付されております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 2,380,000千円 |
| 借入実行残高                | 1,300,000千円 |
| 差引額                   | 1,080,000千円 |

## 4. 連結損益計算書に関する注記

## 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所      | 用途            | 種類        | 減損損失      |
|---------|---------------|-----------|-----------|
| 東京都世田谷区 | モバイルサービス事業用資産 | 建物附属設備    | 51,520千円  |
|         | モバイルサービス事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 1,916千円   |
|         | モバイルサービス事業用資産 | のれん       | 153,115千円 |
|         | モバイルサービス事業用資産 | ソフトウェア    | 18,575千円  |
|         | モバイルサービス事業用資産 | その他       | 264千円     |
| 北海道札幌市  | モバイルサービス事業用資産 | 建物附属設備    | 13,794千円  |
|         | モバイルサービス事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 2,662千円   |
| 京都府京都市  | モバイルサービス事業用資産 | 建物附属設備    | 1,794千円   |
|         | モバイルサービス事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 101千円     |

当社グループは原則として、事業用資産については事業区分を基に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。

モバイルサービス事業において、以下のとおり減損損失を計上しております。

- ①当社の連結子会社である株式会社ゆめみのリモートワーク推奨に伴い、オフィスの一部エリアの解約を決定いたしました。これにより、将来の使用見込みがない資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計72,053千円を減損損失として計上しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を零として評価しております。
- ②2018年3月に事業譲受した不動産情報サイト「Oh!Ya」について、事業環境が悪化したことに伴い、当初想定した収益獲得が見込めなくなったため、のれんの減損損失153,115千円を計上しております。なお、回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.0%で割り引いて算出しております。
- ③収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったソフトウェア18,575千円について減損損失を計上しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を零として評価しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 11,487,600株      | 74,400株          | －株               | 11,562,000株     |

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 | 29,000株 |
| 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 | 45,400株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 420,396株         | 145,000株         | －株               | 565,396株        |

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 市場買付による増加         | 139,600株 |
| 譲渡制限付株式の無償取得による増加 | 5,400株   |

### (3) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

2020年3月24日開催の定時株主総会による配当に関する事項

|          |             |
|----------|-------------|
| 1株当たり配当額 | 14円         |
| 配当総額     | 154,940千円   |
| 基準日      | 2019年12月31日 |
| 効力発生日    | 2020年3月25日  |
| 配当原資     | 利益剰余金       |

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年3月24日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

|          |             |
|----------|-------------|
| 1株当たり配当額 | 18円         |
| 配当総額     | 197,938千円   |
| 基準日      | 2020年12月31日 |
| 効力発生日    | 2021年3月25日  |

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 572,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については株式の発行、銀行からの借入、社債の発行によっております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。営業投資有価証券は投資育成を目的としたベンチャー企業投資に関連する株式であり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。買掛金などの流動負債は、その決済時において流動リスクに晒されますが、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、変動金利によるものが含まれており、金利の変動リスクに晒されております。

### (2) 金融商品の時価に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位 千円)

|                | 連結貸借対照表計上額<br>(※1) | 時価 (※1)     | 差額    |
|----------------|--------------------|-------------|-------|
| (1) 現金及び預金     | 6,087,657          | 6,087,657   | －     |
| (2) 受取手形及び売掛金  | 2,778,802          | 2,778,802   | －     |
| (3) 営業投資有価証券   | 367,411            | 367,411     | －     |
| (4) 投資有価証券     | 78,000             | 78,000      | －     |
| (5) 買掛金        | (1,024,020)        | (1,024,020) | －     |
| (6) 短期借入金      | (1,300,000)        | (1,300,000) | －     |
| (7) 未払金        | (1,050,350)        | (1,050,350) | －     |
| (8) 長期借入金 (※2) | (2,202,515)        | (2,202,012) | (503) |

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 営業投資有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

| 区分                  | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------------|------------|
| 営業投資有価証券            | 1,437,449  |
| 投資有価証券（非上場株式）       | 37,000     |
| 投資有価証券（投資事業組合等への出資） | 447,432    |
| 関係会社株式              | 872,903    |
| 関係会社社債              | 500,000    |

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 592円07銭

(2) 1株当たり当期純利益 67円32銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

(暗号資産交換業登録完了)

当社の連結子会社である株式会社マーキュリーは、2021年2月17日付で、資金決済に関する法律に基づく暗号資産交換業者として登録が完了しました。

#### 9. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社グループの業績への影響は、現時点においては軽微であり、固定資産の減損会計等その前提にて会計上の見積りを行っております。

ただし、今後、新型コロナウイルス感染症の収束時期やその他の状況の変化により、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部          |                   |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,461,010</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>6,678,839</b>  |
| 現金及び預金          | 4,601,224         | 買掛金              | 967,792           |
| 売掛金             | 2,320,370         | 短期借入金            | 1,300,000         |
| 営業投資有価証券        | 1,804,861         | 1年内返済予定の長期借入金    | 914,702           |
| 貯蔵品             | 164,305           | 未払金              | 921,790           |
| 前渡金             | 210,857           | 未払費用             | 70,130            |
| 前払費用            | 62,364            | 未払法人税等           | 482,335           |
| その他             | 297,027           | 前受金              | 7,139             |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,978,586</b>  | 預り金              | 39,475            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>182,799</b>    | ポイント引当金          | 1,693,881         |
| 建物附属設備          | 138,830           | 役員賞与引当金          | 30,000            |
| 工具、器具及び備品       | 43,969            | その他              | 251,590           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>619,847</b>    | <b>固定負債</b>      | <b>1,194,657</b>  |
| のれん             | 522,338           | 長期借入金            | 1,077,375         |
| ソフトウエア          | 96,063            | 資産除去債務           | 70,809            |
| その他             | 1,446             | その他              | 46,472            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,175,939</b>  | <b>負債合計</b>      | <b>7,873,496</b>  |
| 投資有価証券          | 562,432           | <b>純 資 産 の 部</b> |                   |
| 関係会社株式          | 1,970,013         | <b>株主資本</b>      | <b>6,301,316</b>  |
| 関係会社社債          | 500,000           | <b>資本金</b>       | <b>1,857,521</b>  |
| 長期前払費用          | 18,170            | <b>資本剰余金</b>     | <b>2,391,911</b>  |
| 繰延税金資産          | 619,981           | 資本準備金            | 1,797,521         |
| その他             | 515,293           | その他資本剰余金         | 594,390           |
| 貸倒引当金           | △ 9,951           | <b>利益剰余金</b>     | <b>2,359,662</b>  |
|                 |                   | 利益準備金            | 8,270             |
|                 |                   | その他利益剰余金         | 2,351,391         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金          | 2,351,391         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>      | <b>△ 307,778</b>  |
|                 |                   | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>260,410</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 260,410           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>     | <b>4,373</b>      |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>6,566,100</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,439,597</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>14,439,597</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 17,144,119 |
| 売上原価         |         | 11,860,279 |
| 売上総利益        |         | 5,283,840  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,801,279  |
| 営業利益         |         | 1,482,561  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 6,678   |            |
| 受取配当金        | 24,722  |            |
| 暗号資産評価益      | 73,386  |            |
| その他          | 2,626   | 107,413    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 8,237   |            |
| 投資事業組合運用損    | 10,584  |            |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 3,644   |            |
| その他          | 5,245   | 27,711     |
| 経常利益         |         | 1,562,263  |
| 特別利益         |         |            |
| 投資有価証券売却益    | 5,277   |            |
| 新株予約権戻入益     | 3,120   |            |
| その他          | 195     | 8,592      |
| 特別損失         |         |            |
| 減損損失         | 153,115 |            |
| 関係会社株式評価損    | 99,999  | 253,115    |
| 税引前当期純利益     |         | 1,317,740  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 571,997 |            |
| 法人税等調整額      | △30,737 | 541,259    |
| 当期純利益        |         | 776,481    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸 之 助 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 山 朋 也 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セレスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸 之 助 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 山 朋 也 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

### 株式会社セレス監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 栗 山 千 勢 | ㊟ |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 高 橋 由 人 | ㊟ |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 上 杉 昌 隆 | ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金配当の件

当社は、企業価値の継続的な拡大と、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。企業価値の継続的な拡大に資する積極的な事業投資を可能とするため、健全な財務体質の維持と将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、利益配当による株主還元を検討していく方針であります。当該方針に基づき、次のとおり剰余金の配当を実施するものであります。

#### ①配当財産の種類

金銭

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円

配当総額 金197,938,872円

#### ③配当原資

利益剰余金

#### ④基準日

2020年12月31日

#### ⑤剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月25日

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、さらなるコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の任期の変更等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

また、今後の事業内容の多角化に備えるために、事業目的を追加するほか、形式面等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款一部変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

| (下線は変更部分を示します。)                                            |                                     |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 現行定款                                                       | 変更案                                 |
| 第1章 総 則                                                    | 第1章 総 則                             |
| 第1条 (条文省略)                                                 | 第1条 (現行どおり)                         |
| (目的)                                                       | (目的)                                |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                   | 第2条 (現行どおり)                         |
| 1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸                   | 1.～9. (現行どおり)                       |
| 2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス                                    |                                     |
| 3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務                                      |                                     |
| 4. インターネットに関するコンサルティング業務                                   |                                     |
| 5. 通信販売業                                                   |                                     |
| 6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理      |                                     |
| 7. 古物売買業                                                   |                                     |
| 8. 有料職業紹介事業                                                |                                     |
| 9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業 |                                     |
| 10. 仮想通貨交換業                                                | 10. 暗号資産交換業                         |
| 11. 仮想通貨関連業務                                               | 11. 暗号資産関連業務                        |
| 12. 各種事業への投資業務                                             | 12. (現行どおり)                         |
| (新 設)                                                      | 13. <u>債権の買取り、管理回収業務及びその他金融サービス</u> |
| 13. 前各号に付帯する一切の業務                                          | 14. (現行どおり)                         |
| 第3条～第4条 (条文省略)                                             | 第3条～第4条 (現行どおり)                     |
| 第2章 株 式                                                    | 第2章 株 式                             |
| 第5条～第11条 (条文省略)                                            | 第5条～第11条 (現行どおり)                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 （条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条 （条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 （条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> | <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 （現行どおり）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条 （現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、3名以上とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<br/>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> |

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会参考書類

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(<u>監査役の員数</u>) (<u>補欠監査役</u>)</p> <p>第32条 ～ 第35条 (条文省略)</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> | <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 ～ 第42条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査役会は、会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第48条 ～ 第51条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第43条 ～ 第46条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設) | 附 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新 設) | <p><u>(監査役の責任免除等の経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、取締役会の決議によって、2021年3月開催の当会社の第16期定時株主総会の決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 2021年3月開催の当会社の第16期定時株主総会の決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の規定による会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役 畑慎也氏は、本株主総会終結の時をもって退任となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

多田 斎氏は、社外取締役候補者であります。

| 候補者番号 | 氏 名                          |                              | 現在の当社における地位・担当                       |             |
|-------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 1     | <small>た か ぎ</small><br>都木   | <small>さとし</small><br>聡      | 代表取締役社長                              | 再 任         |
| 2     | <small>の ざ き</small><br>野崎   | <small>て つ や</small><br>哲也   | 取締役副社長<br>インターネット事業本部長               | 再 任         |
| 3     | <small>こ ば や し</small><br>小林 | <small>や す ひ ろ</small><br>保裕 | 常務取締役<br>管理本部長                       | 再 任         |
| 4     | <small>し が</small><br>志賀     | <small>ゆ う す け</small><br>勇佑 | 取締役<br>インターネット事業本部<br>アドマーケティング事業部長  | 再 任         |
| 5     | <small>よ し だ</small><br>吉田   | <small>の り み つ</small><br>教充 | 取締役<br>インターネット事業本部<br>バーティカルメディア事業部長 | 再 任         |
| 6     | <small>た だ</small><br>多田     | <small>ひ と し</small><br>斎    | 社外取締役                                | 再 任 社 外 独 立 |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | たか ぎ さとし<br>都 木 聡<br>(1971年11月9日)<br><b>再任</b>        | 1994年 4 月<br>2000年 2 月<br>2003年 1 月<br><br>2005年 1 月<br>2016年 6 月<br>2017年 7 月<br>2017年 9 月<br>2018年 8 月<br><br>2020年 7 月 | 野村證券株式会社入社<br>株式会社サイバーエージェント入社<br>有限会社ジュノー・アンド・カンパニー設立<br>取締役（現任）<br>当社設立 代表取締役社長（現任）<br>株式会社ゆめみ取締役（現任）<br>ビットバンク株式会社社外取締役（現任）<br>株式会社マーキュリー設立 代表取締役社長<br>同社取締役<br>株式会社ディアナ設立 取締役<br>株式会社マーキュリー 代表取締役社長<br>（現任） | 525,900株           |
| 2         | の ぎき てつ や<br>野 崎 哲 也<br>(1977年 3 月14日)<br><b>再任</b>   | 2005年12月<br>2007年 4 月<br>2008年 4 月<br>2009年 3 月<br>2012年 3 月<br>2018年 1 月<br><br>2018年 8 月<br>2018年10月                    | 株式会社インタースペース入社<br>当社入社<br>当社執行役員<br>当社取締役<br>当社取締役副社長 兼 メディア本部長<br>当社取締役副社長 兼 インターネット事業本<br>部長（現任）<br>株式会社ディアナ設立 取締役<br>株式会社バックス設立 代表取締役（現任）                                                                    | 106,300株           |
| 3         | こ ばやし やす ひろ<br>小 林 保 裕<br>(1971年 1 月18日)<br><b>再任</b> | 1994年 4 月<br><br>2004年 7 月<br><br>2006年10月<br>2017年 4 月<br>2018年 2 月<br>2018年 8 月                                         | 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会<br>社）入社<br>三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタ<br>ンレー証券株式会社）入社<br>当社入社 取締役 兼 管理本部長<br>当社常務取締役 兼 管理本部長（現任）<br>株式会社Orb社外取締役<br>株式会社ディアナ設立 監査役                                                            | 197,800株           |

招  
集  
こ  
通  
知

事  
業  
報  
告

連  
結  
計  
算  
書  
類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                   |                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | し が ゆう すけ<br>志 賀 勇 佑<br>(1987年4月27日)<br><div>再任</div> | 2010年12月<br>2017年 1 月<br>2018年 1 月<br>2018年 8 月<br>2019年 3 月<br>2019年 7 月 | 当社入社<br>当社執行役員<br>当社インターネット事業本部コンテンツメディア事業部長<br>株式会社ディアナ設立 代表取締役社長<br>(現任)<br>当社取締役 (現任)<br>当社インターネット事業本部アドマーケティング事業部長 (現任)                        | 4,957株             |
| 5         | よし だ のり みつ<br>吉 田 教 充<br>(1980年4月7日)<br><div>再任</div> | 2003年 4 月<br>2006年10月<br>2009年10月<br>2017年 3 月<br>2018年 1 月<br>2019年 3 月  | 株式会社CSKネットワークシステムズ (現SCSK株式会社) 入社<br>株式会社ディー・エヌ・エー入社<br>株式会社シーエー・モバイル (現株式会社CAM) 入社<br>当社入社 執行役員<br>当社インターネット事業本部パーティカルメディア事業部長 (現任)<br>当社取締役 (現任) | 4,924株             |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                       | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6         | た だ ひとし<br>多 田 斎<br>(1955年6月29日)<br><div>再任 社外</div> <div>独立</div> | 1978年 4 月 野村證券株式会社入社<br>1999年 6 月 同社取締役<br>2003年 4 月 同社常務取締役<br>2003年 6 月 同社常務執行役<br>2006年 4 月 同社専務執行役<br>2008年10月 同社執行役兼専務（執行役員）<br>2009年 4 月 同社執行役副社長<br>2010年 6 月 同社執行役副社長兼営業部門ＣＥＯ<br>2011年 4 月 同社Ｃｏ－ＣＯＯ兼執行役副社長<br>2012年 4 月 同社取締役兼執行役会長<br>2012年 8 月 同社常任顧問<br>2013年 4 月 株式会社野村総合研究所顧問<br>2013年 6 月 株式会社だいこう証券ビジネス代表取締役社長<br>2013年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役社長<br>2015年 4 月 株式会社ＤＳＢ情報システム代表取締役会長<br>2015年12月 株式会社ＤＳＢソーシング代表取締役会長<br>2016年 4 月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役会長<br>2017年 4 月 当社社外取締役（現任）<br>株式会社だいこう証券ビジネス取締役相談役<br>2017年 6 月 同社相談役<br>2017年11月 株式会社ライトオン社外取締役（現任）<br>2018年 8 月 株式会社マーキュリー監査役（現任）<br>2018年12月 株式会社ツナグ・ソリューションズ社外取締役<br>2019年 4 月 株式会社ツナググループ・ホールディングス社外取締役（現任） | 900株               |

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会参考書類

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

多田斎氏は、長く証券業界において役員・代表者を歴任されており、証券実務における豊富な経験と高い見識を当社の経営において活かしていただけると判断したため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役に就任してからの年数について

多田斎氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって3年11ヶ月になります。

(3) 独立役員について

当社は、多田斎氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3. 責任限定契約について

当社は、多田斎氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の再任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、いずれも社外取締役候補者であります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」及び本議案の効力が生じますと、取締役9名のうち、4名が社外取締役となる予定です。

| 候補者番号 | 氏 名                                                     | 現在の当社における<br>地位・担当 |    |    |    |
|-------|---------------------------------------------------------|--------------------|----|----|----|
| 1     | <small>た かは し</small><br>高橋 <small>よ しん ど</small><br>由人 | 社外監査役              | 新任 | 社外 | 独立 |
| 2     | <small>う えす ぎ</small><br>上杉 <small>ま さた か</small><br>昌隆 | 社外監査役              | 新任 | 社外 | 独立 |
| 3     | <small>く わや ま</small><br>栞山 <small>ち せ</small><br>千勢    | 社外監査役              | 新任 | 社外 | 独立 |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                         | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------|
| 1         | <p>たか はし よし ひと<br/>高橋 由人<br/>(1940年3月9日)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立</p>  | <p>1962年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>1985年12月 株式会社野村総合研究所 取締役</p> <p>1994年6月 同社取締役副社長</p> <p>1996年6月 同社顧問</p> <p>財団法人野村マネジメントスクール学長</p> <p>2000年7月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ<br/>顧問 (現任)</p> <p>2000年10月 株式会社ネットプライス (現BEENOS株式会社)<br/>社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2007年8月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2018年10月 株式会社東京通信社外監査役 (現任)</p>                                                                                                                             |  | 300株               |
| 2         | <p>うえ すぎ まさ たか<br/>上杉 昌隆<br/>(1965年7月31日)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立</p> | <p>1995年4月 弁護士登録 (東京弁護士会)<br/>江守・川森法律事務所入所</p> <p>1999年4月 上杉法律事務所開設</p> <p>2000年9月 アムレック法律会計事務所<br/>(現霞が関法律会計事務所) 共同経営者</p> <p>2003年6月 デジタルアーツ株式会社 社外監査役</p> <p>2013年6月 株式会社コマースOneホールディングス<br/>社外監査役 (現任)</p> <p>2013年11月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2014年11月 株式会社Aiming 社外監査役 (現任)</p> <p>2015年3月 桜田通り総合法律事務所<br/>シニアパートナー (現任)</p> <p>2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス<br/>社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2016年6月 デジタルアーツ株式会社<br/>社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> |  | —                  |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                            | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) |                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 3         | <div>くわやまちせ</div> <div>栗山千勢</div> <div>(1971年5月2日)</div> <div>新任 社外</div> <div>独立</div> | 1995年4月                 | 第一生命保険相互会社<br>(現第一生命保険株式会社) 入社 | 400株               |
|           |                                                                                         | 2004年11月                | 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社    |                    |
|           |                                                                                         | 2008年8月                 | 公認会計士登録                        |                    |
|           |                                                                                         | 2015年3月                 | 当社社外監査役 (現任)                   |                    |
|           |                                                                                         | 2019年6月                 | 株式会社ゆめみ監査役 (現任)                |                    |

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

- ・高橋由人氏は、現在当社の社外監査役ですが、金融業界を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ・上杉昌隆氏は、現在当社の社外監査役ですが、弁護士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、法的観点から公正かつ客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ・栗山千勢氏は、現在当社の社外監査役ですが、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識を有しており、当該知識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役に就任してからの年数について

高橋由人氏、上杉昌隆氏、栗山千勢氏は、現在、当社の社外監査役であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって高橋由人氏は13年7ヶ月、上杉昌隆氏は7年4ヶ月、栗山千勢氏は6年になります。

(3) 独立役員について

当社は、高橋由人氏、上杉昌隆氏、栗山千勢氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

3. 責任限定契約について

当社は、高橋由人氏、上杉昌隆氏、栞山千勢氏とそれぞれ損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、各氏と改めて当該責任限定契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の選任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                      | 略歴<br>(重要な兼職の状況)   |                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|----------------|
| すず き りょう た<br>鈴木 亮 太<br>(1965年7月14日)<br><div>新任</div> <div>社外</div> <div>独立</div> | 1989年4月            | 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行                               | —              |
|                                                                                   | 1999年11月           | 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）出向                                 |                |
|                                                                                   | 2002年11月           | 日本産業パートナーズ株式会社出向                                       |                |
|                                                                                   | 2002年12月           | みずほ証券株式会社帰任                                            |                |
|                                                                                   | 2004年9月            | ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社（現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社）出向         |                |
|                                                                                   | 2008年6月            | みずほ証券・新光プリンシパルインベストメント株式会社（現みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社）入社 |                |
|                                                                                   | 2011年7月<br>2015年4月 | 同社常務執行役員<br>同社取締役社長（現任）                                |                |

(注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木亮太氏は、金融業界を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したためであります。

(2) 独立役員について

鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3. 責任限定契約について

当社は、鈴木亮太氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、鈴木亮太氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額につきましては、2014年3月28日開催の第9期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額500,000千円（うち社外取締役分30,000千円）以内と定めることをお願いするものであります。

なお、上記報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとしたしく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、上記報酬額は、経済情勢の変化等諸般の事情を鑑み設定されており、本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議も経ております。また、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社への移行を前提とした、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を定めております。その概要は後記のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合、各取締役（監査等委員である取締役を除く）への具体的な支給時期及び配分については、当該「取締役報酬ポリシー」に沿って決定することいたします。そのため、本議案の内容は相当なものであると考えております。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の監査等委員である取締役の報酬額につきまして、年額50,000千円以内と定めることをお願いするものであります。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名（いずれも社外取締役）となります。

また、上記報酬額は、経済情勢の変化等諸般の事情を鑑み設定されており、本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議も経ております。そのため、本議案の内容は相当なものであると考えております。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）となりますが、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをお願いするものであります。なお、当社は、2019年3月28日開催の第14期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬についてご承認いただいておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに代えてご承認いただきたくお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200,000千円以内と致します。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、（必要に応じて、下記（6）「業績条件を達成できなかった場合における取扱い」を本割当契約に定める場合には、下記（6）において定めた条件を踏まえ、）合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規制に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) 当社は、上記（2）乃至（4）で定める他、譲渡制限期間中に次のいずれかに該当した場合、該当した時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ・対象取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ・対象取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ・対象取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処

分を受けた場合

- ・対象取締役が法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反した等の本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

(6) 業績条件を達成できなかった場合における取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、譲渡制限期間の満了日までに、当該業績条件を達成できなかった場合、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する。

(7) その他取締役会で定める事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議も経ております。また、前述のとおり、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社への移行を前提とした、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を定めております。その概要は後記のとおりですが、本議案に基づく金銭報酬債権の支給及び譲渡制限付株式の付与は、当該「取締役報酬ポリシー」に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当該「取締役報酬ポリシー」に沿って決定することといたします。そのため、本議案の内容は相当なものであると考えております。

なお、対象取締役のほか、当社の子会社の取締役、当社及び当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の従業員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上

## 【ご参考】

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」における定款一部変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社への移行を前提とした、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を定めております。その概要は以下のとおりです。

### 1.取締役報酬の基本方針

- ・取締役各人の経歴・職歴・職務・職責等に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・株主の皆さまの期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループ全体の価値の向上に資するものとする。
- ・当社の企業理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために、競争力のある報酬水準を目指す。
- ・取締役の報酬体系のみならず、各取締役の個人別の報酬に関しても、社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議及び監督を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

### 2.取締役報酬の基本構成

コーポレートガバナンスの維持・向上の観点及び基本方針の実践の観点から、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、①固定報酬である基本報酬、②短期インセンティブ報酬としての賞与、③中長期インセンティブ報酬としての株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）の3類型により構成し、その割合等は、取締役の役位に応じるものとする。社外取締役の報酬は、期待されるその役割に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとする。

### 3.各報酬類型の額の決定方針等

#### (1) 基本報酬（固定報酬）

役位、常勤・非常勤の別、経歴、過去の給与・報酬水準、担当分野・職務の内容、同業界の報酬水準等を総合的に考慮して、決定することとする。

#### (2) 賞与

短期インセンティブ報酬としての性質及び株主の利益との共通化という観点から、取締役会で決議し業績予想として毎年2月頃に公表する連結当期純利益（連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益を意味し、以下「連結当期純利益」という。）の額の達成状況に応じて、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の職位、対象となる事業年度に係る当該取締役の基本報酬額、当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率等を考慮して決定する。

#### (3) 株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給する。

その株式報酬の合計は、年20,000株以内及び年額200,000千円以内に収まることを前提として、対象となる事業年度に係る当社グループにおける連結当期純利益の額を考慮して決定するものとし、また、個人別の株式報酬の付与数及びその付与のために支給する金銭債権の額は、対象となる事業年度に係る対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の基本報酬額のほか、各対象取締役の当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率、当社普通株式の株価の動向等を考慮して決定する。

### 4.取締役報酬の決定プロセス等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、個々の取締役の相互評価、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定する。また、株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定する。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook paper or a document template. There are no margins, text, or other markings present.



## 株主総会会場ご案内図

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール TEL.03 (3409) 8181 (代表)



- 東京メトロ表参道駅 B3出口より徒歩5分 JR渋谷駅より徒歩15分  
● 都営バス (渋谷駅前→新橋駅北口) 南青山五丁目 下車  
(新橋駅北口→渋谷駅前) 青山学院前 下車

※ 駐車台数に限りがございますので、なるべく最寄りの交通機関をご利用ください。  
※ 青山学院校内（正門・西門・東門）は通り抜け出来ませんので、予めご了承ください。